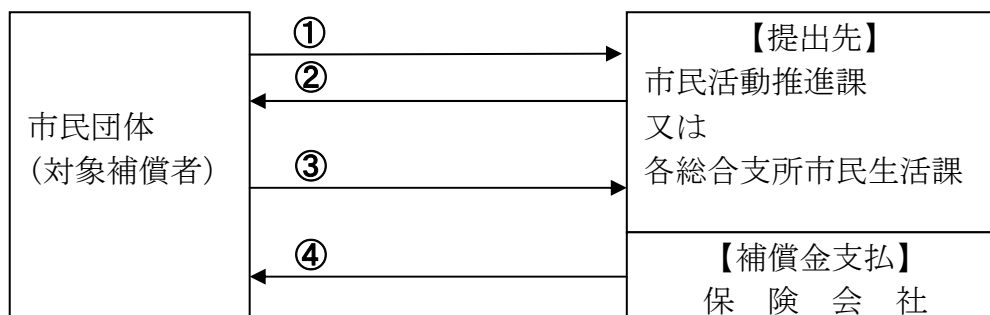


事故発生から補償金支払まで

事故が発生したら



- ① 提出先に備え付けてある**事故発生報告書**を事故発生日から20日以内に提出してください。【8ページ参照】
 - ② 補償制度適用の可否の結果を通知します。
【補償の適用範囲内と判断した場合】
 - 補償事故審査回答書
 - 補償金請求に必要な書類の一式【補償の適用範囲外と判断した場合】
 - 補償事故審査回答書
 - ③ 補償金請求に必要な書類の一式を提出
 - ④ 【補償金支払の対象となった場合】補償金支払
- ※ 事故の内容によっては、手続きが異なる場合があります。

事故発生後の手続き等に関する問い合わせ先

本庁

◆ 鹿屋市役所 市民環境部 市民活動推進課
共栄町20番1号
0994-31-1147 【直通】(内線3594)

各支所

◆ 串良総合支所 市民生活課
串良町岡崎2059番地
0994-63-3111

◆ 吾平総合支所 市民生活課
吾平町麓3317番地
0994-58-7111

◆ 輝北総合支所 市民生活課
輝北町上百引3914番地口
099-486-1111